



宮労発基 0518 第3号  
令和2年5月18日

宮城県倉庫協会会長 殿

宮城労働局長



### 令和2年度全国安全週間の実施について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、宮城労働局管内の令和元年の労働災害は、休業4日以上死傷者数が2,432人（うち死亡者数は17人）と、前年に比べ157人（6.1%）減少しているものの、依然として震災前（平成22年）の死傷者数2,191人（うち死亡者数は22人）を大きく上回る水準となっています。また、今年度の労働災害発生状況についても、死傷災害（前年比2.5%増）、死亡災害（前年比1人増）とも前年同期を上回っており、憂慮すべき状況となっているところであります。

このような中、厚生労働省では、企業を始め関係各界のみならず、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱し、取組を実施してきており、宮城においても別添の「令和2年度全国安全週間実施要綱（宮城版）」（以下「要綱」という。）に基づき、7月1日から7月7日までを「令和2年度全国安全週間」、6月1日から6月30日までを準備期間として、

#### 「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

をスローガンに、各発注機関や災害防止団体等との連携を図りながら効果的な取組を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、本週間の趣旨を御理解いただき、要綱の内容について傘下事業場に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、要綱の9(1)に掲げている、各事業場において安全週間及び準備期間中に行う実施事項については、①密閉空間、②密集場所、③密接場面の「三つの密」が同時に重なる場となることを避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の実施及び、「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（別添）の活用等、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進にもご留意いただきますようお願いいたします。



[ 2.5.22

# 令和2年度全国安全週間実施要綱（宮城版）

宮城労働局

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきたことにより、宮城労働局管内における労働災害は長期的には減少しているところです。

令和元年の労働災害による休業4日以上死傷者数については、2,432人（うち死亡者数は17人）と、前年に比べ157人（6.1%）減少しているものの、第13次労働災害防止推進計画2年目における死傷者数の目標達成には至らず、特に労働災害に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は増加傾向となっています。高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められているところであり、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしています。

このような状況を踏まえ、令和2年度の全国安全週間は、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、以下のスローガンの下で取り組むこととします。

## エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

## 2 期 間

本 週 間 7月1日（水）から7月7日（火）

準備期間 6月1日（月）から6月30日（火）

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、  
安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場



## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施します。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行います。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行います。
- (3) 安全パトロール等を実施します。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催します。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行います。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力します。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助します。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行います。

## 8 協力者への依頼

宮城労働局は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼します。

## 9 実施者の実施事項

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① Safe work ゼロ災 MIYAGI の実施

- ア 「Safe Work ゼロ災 Miyagi」のロゴマークの普及促進、活用
- イ ロゴマーク掲示等による事業場及び労働者の安全意識の高揚

#### ② 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による PDCA サイクルの確立

##### イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実



- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
  - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの実施
  - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ③ 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用（キャンペーンソング「愛のハーネス」）
      - b クレーン等の転倒防止対策の実施
      - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (イ) 東日本大震災及び令和元年東日本台風（台風19号）に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
      - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
  - ウ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
  - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策、荷役作業時の腰痛防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
  - (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
  - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ④ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
    - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
    - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
    - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
    - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
  - イ 交通労働災害防止対策
    - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
    - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
    - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
    - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
  - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
    - (ア) エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく措置
    - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
    - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
    - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
  - エ 熱中症予防対策
    - STOP！熱中症 クールワークキャンペーンに基づく措置

